



# 過去14日以内に、 インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、 バングラデシュ、モルディブ に滞在歴のある入国者の皆様へ

- 過去14日以内に**上記国・地域**に滞在歴のある入国者は、**入国情の検疫で以下の措置が必要です。**

## ① 検査証明書の提出

- 出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、医療機関又は検査機関から「陰性」を証明する検査証明書を取得し、入国情時に検疫官に提出又は提示してください。

## ② 検疫所が確保する宿泊施設での待機と検査の実施

- 空港で検査を受けていただき、結果が陰性と判定された場合でも、入国情後、検疫所が確保する宿泊施設において待機していただきます。（検疫官の指示に従わない場合は、検疫法に基づく停留の措置をとる場合があります。）
- **入国情3日目、6日目及び10日目**（入国情は含まれません）に再度検査を受けていただき、陰性と判定された場合には、宿泊施設を退所していただきます。宿泊施設退所後も、入国情14日間は自宅等で待機していただきます。

## ③ 誓約書の提出

- 入国情14日間の自宅等での待機、公共交通機関の不使用、メール等での健康フォローアップ、地図アプリ機能等による位置情報の保存、入国情者健康確認センターから位置情報の提示を求められた場合には応ずること、接触確認アプリの利用等について誓約書を提出してください。
- 誓約に違反した場合は、氏名（外国人の場合は氏名及び国籍）や感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。外国人の場合は出入国情管理法に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となることがあります。

※本措置は、令和3年5月28日午前0時（日本時間）から適用されます。

令和3年5月28日午前0時（日本時間）までは、検疫所の確保する宿泊施設では、入国情3日目及び6日目の検査を実施することとしております。



過去14日以内に、英國、南アフリカ共和国、イスラエル、ブラジル、アラブ首長国連邦、イタリア、オーストリア、スイス、スウェーデン、スロバキア、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ベルギー、エストニア、チェコ、ハンガリー、ルクセンブルク、レバノン、ウクライナ、フィリピン、カナダ（オンタリオ州）、スペイン、アメリカ（テネシー州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州）、ペルー、アイルランド、オランダ、ギリシャ、フィンランド、フランス、ポーランド、ヨルダン、カザフスタン、チュニジアに滞在歴のある入国者の皆様へ

- 過去14日以内に上記国・地域に滞在歴のある入国者は、**入国時の検疫で以下の措置が必要です。**

① **検査証明書の提出**

- ・ 出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、医療機関又は検査機関から「陰性」を証明する検査証明書を取得し、入国時に検疫官に提出又は提示してください。

② **検疫所が確保する宿泊施設での待機と検査の実施**

- ・ 空港で検査を受けていただき、結果が陰性と判定された場合でも、入国後、検疫所が確保する宿泊施設において待機していただきます。（検疫官の指示に従わない場合は、検疫法に基づく停留の措置をとる場合があります。）
- ・ **入国後3日目**（入国日は含まれません）に再度検査を受けていただき、陰性と判定された場合には、宿泊施設を退所していただきます。宿泊施設退所後も、入国後14日間は自宅等で待機していただきます。

③ **誓約書の提出**

- ・ 入国後14日間の自宅等での待機、公共交通機関の不使用、メール等での健康フォローアップ、地図アプリ機能等による位置情報の保存、入国者健康確認センターから位置情報の提示を求められた場合には応ずること、接触確認アプリの利用等について誓約書を提出してください。
- ・ 誓約に違反した場合は、氏名（外国人の場合は氏名及び国籍）や感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となることがあります。



**海外（英國、南アフリカ共和国、イスラエル、ブラジル、アラブ首長国連邦、イタリア、オーストリア、スイス、スウェーデン、スロバキア、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ベルギー、エストニア、チェコ、ハンガリー、ルクセンブルク、レバノン、ウクライナ、フィリピン、カナダ（オンタリオ州）、スペイン、アメリカ（テネシー州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州）、ペルー、アイルランド、オランダ、ギリシャ、フィンランド、フランス、ポーランド、ヨルダン、カザフスタン、チュニジア、インド、パキスタン、ネパール、スリランカ、バングラデシュ、モルディブを除く）から日本に帰国/入国される皆様へ**

- 海外から日本に帰国/入国される方（上記国・地域を除く）は、**入国情報の検査で以下の措置が必要です。**

### ① 検査証明書の提出

- 出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、医療機関又は検査機関から「陰性」を証明する検査証明書を取得し、入国情報時に検査官に提出してください。

### ② 空港での検査等

- 空港で検査を受けていただき、結果が陰性と判定された場合は、入国情報後14日間は自宅等で待機していただくとともに、公共交通機関は使用しないよう、お願ひいたします。

### ③ 誓約書の提出

- 入国情報後14日間の自宅等での待機、公共交通機関の不使用、メール等での健康フォローアップ、地図アプリ機能等による位置情報の保存、入国情報者健康確認センターから位置情報の提示を求められた場合には応ずること、接触確認アプリの利用等について誓約書を提出してください。
- 誓約に違反した場合は、氏名（外国人の場合は氏名及び国籍）や感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となることがあります。